

【2017年第17号】

南沙・重点発展産業支援に向け
「1+1+10」産業政策体系を発表

2017年11月28日

藤川あゆみ AYUMI FUJIKAWA
陳揚 DYLAN CHEN

香港支店
業務開発室

T +852-2823-6649
E AYUMI_FUJIKAWA@HK.MUFG.JP

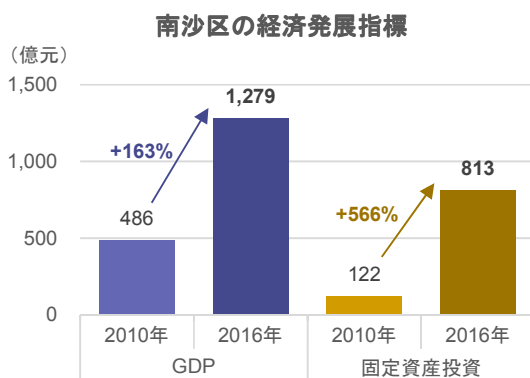
三菱東京UFJ銀行
The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.
A member of MUFG, a global financial group

2017年10月、広州市南沙区は「1+1+10」産業政策体系の実施細則を発表した。従来南沙が重点発展産業としてきた本部経済¹、科学技術・イノベーション、先進製造業と建築業、海運物流業、金融サービス業、商務貿易業、現代サービス業の7業種に対する支援策を示すものである。本稿では、それぞれ支援策の内容について説明する。

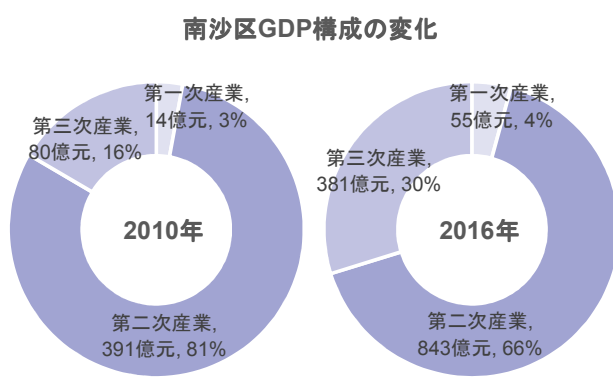
1. 背景

国家級新区及び自由貿易試験区の「先行先試」の役割を担う南沙は、広州の副都心として、また、ハイレベルな対外開放の要衝として、地域経済の発展を牽引するエンジンとなり、近年の経済発展を支えてきた。また、南沙は、先進製造業、海運物流、金融、貿易、科学技術など様々な重点分野の発展を促進し、改革と政策革新を繰り返すことで、一連の重要プロジェクトの順調な遂行と、それに伴う成果を収めている。

2016年、南沙のGDPは1,279億元、固定資産投資は813億元と、2010年と比べ、それぞれ約2.6倍と6.7倍に達した。中でも、第三次産業の発展が特に目立っており、GDPは2010年の約4.8倍に増加し、全体GDPに占める割合は16%から30%と大幅に拡大した。



データ出所: 広州南沙開発区発展と改革局



データ出所: 広州南沙開発区発展と改革局

¹ 本部経済とは、企業本部や統括機能の設置促進を通じて、地域経済の多層的・多面的な発展を図る活動を指す

南沙の重点発展産業の更なる向上を図るため、今後の発展方向とペースに合致するよりシステマチックな支援体系の構築が必要となることから、今般、「1+1+10」の産業政策体系の実施細則が発表された。

【データから見る南沙の重点発展産業の活躍】

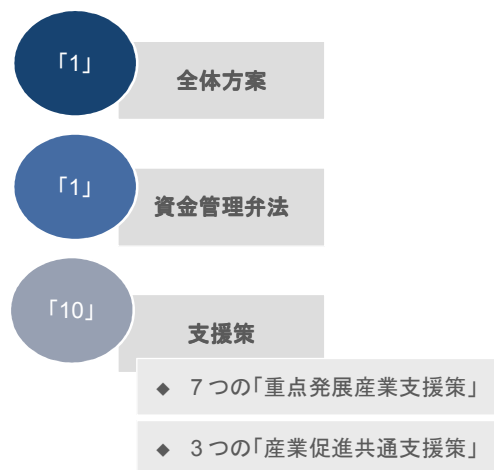
業種	項目	2010年	2016年	変動幅
本部型企业	本部型企业数	—	98社	—
	グローバル500強企業による投資	—	70プロジェクト	—
工業	総生産高	1,419億元	3,142億元	+121%
	ハイテク商品の生産高	589億元	1,692億元	+187%
	期末ハイテク企業数	38社	160社	+321%
建築業	総生産高	20億元	45億元	+125%
海運物流業	貨物取扱量	1.23億トン	3.04億トン	+147%
	コンテナ取扱量	725万TEU	1,273万TEU	+76%
	期末航路数	39条	101条	+159%
金融サービス業	金融企業数	—	2,543社 (2017年8月)	自貿区設立前の約20倍
商務貿易業	内販の売上高	146億元	1,280億元	+777%
	輸出入総額	101億ドル	256億ドル	+153%

データ出所：広州南沙開発区発展と改革局

2. 「1+1+10」産業政策体系の概要

「1+1+10」産業政策体系は当初2017年5月末に発表され、今回公布されたのは関連政策の実施細則である。「1+1+10」産業政策体系は、1つの全体方案、1つの産業発展資金管理弁法と10の支援策で組み立てられている。

このうち、10の支援策は、本部経済、技術革新、先進製造業と建築業、海運物流業、金融サービス業、商務貿易業、現代サービス業の7つの産業に関する「重点発展産業支援策」と、人材、産業用地、投資誘致の3つに対する「産業促進共通支援策」から成る。



2.1 全体方案の内容

全体方案である『広州南沙新区(自貿区エリア)における重点産業促進政策体系、ハイレベルな対外開放の要衝における産業の新たな集積地の構築に関する意見』は、「1+1+10」産業政策体系の全体像を示すものであり、産業政策体系を構築するための基本原則や重点支援の方向性、責任部署の区分等で構成される。

■ 発展目標

全体方案では、南沙を国際海運・貿易・金融センター及びハイレベルの国際都市、広東省ひいては華南地域の開放拡大、世界に繋がる要衝としての機能を備える広州市の副都心として建設し、南沙の産業発展環境最適化により、国内外の先進産業等の資源の結集を進め、産業発展の新たな集積地として構築することを目指している。

■ 支援策の設置

条件を満たす企業は「重点発展産業支援策」を利用できるほか、「産業促進共通支援策」も享受可能で、企業による登録、増資、研究開発、経営、上場等の各種発展段階に対し、各種奨励、補助金、あるいは株式への投資による支援等、資金面での支援策が含まれる。区内の政府機関で同類の支援策が別々に設置されている場合、原則として、企業にとって一番有利な支援策を一つ選択し、申請することができる。

■ 付加条件

関連支援策を享受した企業は、10年以内に区内から撤退せず、納税義務に変更なく、かつ登録資本金を減資しないことを承諾する必要があり、その後違反した場合、取得した支援資金の返却が義務付けられる。

■ 施行日

各種支援策は全て2017年1月1日から施行、有効期間は5年。

2.2 資金管理弁法の内容

『広州南沙新区(自貿区エリア)における産業発展資金管理弁法』は、上記の「重点発展産業支援策」と「産業促進共通支援策」の支援・奨励資金に用いられる産業発展基金の申請と利用について規定するものである。産業発展基金の申請にあたっては、各業務主管部門に公布された申請要求に従って、区政府のサービスセンター窓口申請書類を提出する。なお、資金は規定の範囲内で利用する義務がある。

2.3 支援策の要旨

10の支援策は「1+1+10」産業政策体系の核となるもので、南沙の今後の発展目標達成に向け極めて重要な意義を持つ。以下、重点発展産業支援策と産業促進共通支援策の要旨を紹介する。

【重点発展産業支援策(抜粋)】

重点発展産業支援策を享受するためには、前提条件として、区内で工商・税務登記し、独立法人格を持ち、健全な財務制度を有し、独立監査を行う企業であることが必要。

(1) 本部経済

政策名称：広州南沙新区(自貿エリア)における本部経済の発展を促進する支援弁法
 管理部署：広州南沙開闢区発展と改革局

◆ 適用対象

本部型企业、または国際組織・機関の地域本部。関連認定条件は以下の通り。

(i) 【本部型企业】3社以上の域内外子会社を投資・管理し、かつ子会社に集中運営管理・決済・調達などの本部機能を行行使する企業であることに加え、以下条件のいずれかを満たすこと。

- 会社基準：当該企業あるいは直接子会社がグローバル1,000企業、中国500企業、中国民営500企業、大型国有企業または商務部より認定された多国籍企業等である。
- 業績基準：各業種において、以下売上高と納税総額の基準を満たす。

業種		前年度売上高	前年度納税総額
先進製造業	戦略性新興産業 ²	5,000万元以上	1,000万元以上
	その他先進製造業	5億元以上	7,000万元以上
建築業		5億元以上	3,000万元以上
現代サービス業	現代物流業	6,000万元以上	1,000万元以上
	卸売業	5億元以上	900万元以上
	小売業	2億元以上	700万元以上
	ホテル・飲食業	1億元以上	500万元以上
	専門サービス業	1億元以上	500万元以上 (香港・マカオ・台湾系の 場合、300万元以上)
	情報通信・ソフトウェア・ 情報技術サービス業	5,000万元以上	1,000万元以上
	リース業	5,000万元以上	1,000万元以上
	その他サービス業 ³	5,000万元以上	1,000万元以上
現代農業		1億元以上	—

² 戦略性新興産業：次世代情報技術、バイオ医療、新材料と先進設備、知能製造、エコカー、新エネルギーと省エネ産業など

³ その他サービス業：教育、衛生、文化、創意、体育、娯楽業など

- (ii) 【国際組織・機関の地域本部】著名国際組織・機関より設立された外国非企業経済組織代表機構が、唯一の地域総機関として一ヶ国以上の管理とサービス機能を履行すること。国際組織・機構から委任された首席代表が区内に常駐することが必要。

◆ 支援策

① 【登録奨励】

- 新規登録かつ認定された本部型企業に対し、下記基準に従い奨励金を支給。

親会社基準(外資系)	親会社基準(中資系)	業績基準	奨励金
払込登録資本金	払込登録資本金	納税総額	
100万ドル以上～1,000万ドル	500万元以上～5,000万元	1,000万元以上	300万元
1,000万ドル以上～2,000万ドル	5,000万元以上～1億元	2,000万元以上	600万元
2,000万ドル以上～1億ドル	1億元以上～10億元	4,000万元以上	1,000万元
1億ドル以上～3億ドル	10億元以上～20億元	8,000万元以上	1,500万元
3億ドル以上	20億元以上	1億元以上	2,000万元

- 新規国際組織・機関の地域本部は、規模に応じ最大500万元の奨励金を与える。

② 【経営貢献奨励】

- 新規登録かつ認定された本部型企業に対し、連続5年、区への納税額の95%の補助金を与える。
- 本部型企業にレベルアップした既存企業に対し、連続5年、前年度区への納税額超過分の95%の補助金を与える。
- 既存本部型企業に対し、累計5年(奨励享受済み分を含む)、区への納税額の95%を上限に補助金を与える。

③ 【レベルアップ奨励】

- 地域本部を中国本部に、多国籍企業の地域本部をアジア地域またはグローバル本部にレベルアップした場合、1,000万元の奨励金を与える。
- 本部型企業が初めてグローバル1,000企業・中国500企業に選出された場合、1,000万元の奨励金を1回与える。グローバル500企業に選出された場合、2,000万元の奨励金を1回与える。

- ④ 【オフィス賃借・購入補助】本部型企業の本部が区内で自社用オフィスを賃借・購入する場合、補助金を与える。

	補助基準	上限額	補助期間／方式
賃借	最大50元／平米／月	300万元／年	3年
購入	1,000元／平米	1,000万元	1回

- ⑤ **【企業上場奨励】**本部企業がメインボード、中小企業板、創業板、または域外で上場した場合、合計最大500万元の奨励金を与える。

本部型企業の規定条件を満たさない企業(即ち非本部型企业)は下記の産業支援策の規定に従う

(2) 科学技術・イノベーション産業

政策名称: 広州南沙新区(自貿エリア)における科学技術・イノベーション産業の発展を促進する支援弁法
 管理部署: 広州南沙開発区工業と科学技術情報化局

◆ 適用対象

本部型企业として認定されていないハイテク企業、高成長型企业、イノベーションプラットフォーム等。

◆ 支援策

- ① **【ハイテク企業】**条件を満たすハイテク企業に対し、市レベルの奨励金のほか、別途補助金を与える。

適用対象	条件	補助基準	補助期間／方式
新規登録の国家レベルのハイテク企業	➢ 登録	50万元	1回
	➢ 経営	区への納税額の95%	連続5年 ⁴
	➢ 登録後3年以内に区内の規定規模以上の企業として統計に計上	20万元	1回
新しく国家レベルのハイテク企業として認定された区内既存企業	➢ 国家レベルのハイテク企業認定を取得	30万元	1回
高成長型企业 ⁵	➢ 区内科技行政主管部署による認定を取得	関連補助金総和に相当する金額の奨励金(上限額200万元/年)	連続3年

- ② **【イノベーション関連】**市レベル以上のイノベーションプラットフォーム、科学技術プロジェクトに対し、国家・省・市レベルの奨励金に基づき、別途補助金を与える。

⁴ ハイテク企業として認定される有効期間内、以下同じ

⁵ 成長ポテンシャルが大きく、イノベーション能力が高く、科学技術に強く、ビジネスモデルが新しい、突出した産業特色を持つ企業

プロジェクト	認定レベル	補助基準	
関連政府部署に認定されたイノベーションプラットフォーム ⁶	国家レベル	300万円	
	省レベル	200万円	
	市レベル	50万円	
市レベル以上の科学技術プロジェクト	国家レベル	関連奨励金に相当する金額の100%	最大500万円
	省レベル	関連奨励金に相当する金額の70%	最大300万円
	市レベル	関連奨励金に相当する金額の50%	最大200万円

- ③ **【新型研究開発機関】**条件を満たす新型研究開発機関⁷に対し、建設期間内(通常5年以内)、最大1億円の建設運営補助金を与える。

明細	補助基準	補助金用途
登録奨励金	最大2,000万円	—
建設補助金	最大3,000万円	➢ 設備購入、土地賃貸、研究施設の建設・購入等
運営補助金	最大2,000万円	➢ 経費補助、学術会議補助、科学研究プロジェクト補助等
成果活用補助金	最大3,000万円	➢ 成果の活用奨励、業界コンペティションの主催補助、株式投資による補助等

- ④ **【オフィス賃借・購入補助】**新型研究開発機関が区内で自社用経営場所を賃借・建築・購入する場合、補助金を与える。

	補助基準	上限額	補助期間／方式
賃借	最大40円／平米／月	200万円／年	5年
建築・購入	800円／平米	1,000万円	1回

- ⑤ **【南沙創業投資ガイド基金】**初期規模が5億円の南沙創業投資ガイド基金を設立し、PEファンド、バイアウト・ファンドの投資に利用。

- 高成長型企业、または革新創業リーダー人材より設立された企業に対し、南沙創業投資ガイド基金から最大3,000万円、持株比率20%以下、期限8年以内で株式方式で投資する。

- ⑥ **【企業上場奨励】**

- メインボード、中小企業板、創業板、または域外で上場した場合、合計500万円の奨励金を与える。
- 新三板(全国中小企業株式譲渡システム)に登録した場合、150万円の奨励金を与える。新三板の

⁶ 実験室、工程センター、技術センター、科学技術・イノベーションセンターなどを含む

⁷ 国家研究開発機関、域内外の有名大学或は世界有名科学者より南沙区で単独に設立し、科学研究、技術開発、成果活用などの活動に従事し、機能の位置づけ総合化、研究開発モデルの集積化、運営モデルの柔軟化など新たな特徴を持つ新型研究開発機関を指す

「基礎層」から「創新層」に入った場合、別途200万円の奨励金を与える。

- 四板(地域性株式取引市場)に登録した場合、30万円の奨励金を与える。

⑦ 【金融支援策】

- 区政府主導で協力銀行と共に「科学技術貸付リスクプーリング」を設立。科学技術企業は最大2,000万円を最長2年間で調達可能。
- 科学技術企業の商業銀行からのローンに対し、年に1契約、100万円を上限に支払利息の100%の補助金を与える。

⑧ 【特許申請・利用】

- 事業者や個人による特許申請に対し、年毎に300万円を上限に補助金を与える。
- 国家・省・市レベルの特許奨励を取得したプロジェクト、条件を満たす知的財産企業・サービス機構に奨励金を与える。
- 航空機等先進設備、船舶、情報化、新エネ、新材料の領域において軍事技術の民用化を推進し、関連成果から生じる売上高が2,000万円以上の場合、100万円の奨励金を1回支給。

(3.1) 先進製造業

政策名称: 広州南沙新区(自貿エリア)における先進製造業と建築業の発展を促進する支援弁法
管理部署: 広州南沙開発区工業と科学技術情報化局

◆ 適用対象

本部型企業として認定されていない先進製造業企業。

◆ 支援策

- ① 【登録奨励】新規先進製造業企業に対し、下記基準に従い奨励金を支給。

外資系		中資系	
払込登録資本金	奨励金	払込登録資本金	奨励金
1,000万ドル以上	500万円	5,000万元以上 (かつ世界1,000強企業)	500万円
3,000万ドル以上	800万円	2億元以上	800万円
1億ドル以上	1,000万円	5億元以上	1,000万円
—	—	10億元以上	1,200万円

- ② 【経営貢献奨励】以下条件のいずれかを満たす先進製造業企業に、当年区への納税額の10%で奨励金を与える。

- 年間工業生産額の増加値が1億元以上、かつ増加幅が前年同期比で8%以下の拡大。

➤ 年間工業生産額が1億元以上、かつ増加幅が前年同期比で8%以上拡大。

③ **【固定資産投資補助】**先進製造業によるプロジェクト投資に対し、補助金を与える。

- 固定資産投資(工場、設備などの非土地購入支出)額が5億元以上の新規先進製造業プロジェクトに対し、2億元を上限に、固定資産投資実施額の2%に相当する補助金を与える。
- 既存先進製造業企業が500萬元以上の生産規模拡大、技術改造等のプロジェクトに投資し、工事完了当年にプラス成長を実現する場合、実際の固定資産投資額に基づき補助金を与える。

プロジェクト	補助基準	上限額
AI機械、ロボット、工業ビッグデータ、3Dプリンターなどの 知能製造プロジェクト	4%	800萬元
その他プロジェクト	3%	600萬元

➤ 既存製造業企業によるモデルチェンジとレベルアップに対し、最大1.5億元の奨励金を与える。

④ **【技術改造補助】**投資総額が500萬元以上の技術改造プロジェクトを実施する企業に対し、連続3年、工事完了前の年度に、区への納税額超過分の80%の補助金を与える。

⑤ **【専門資金】**国家・省・市工業と情報化部の専門資金を取得した製造業企業に対し、補助金を与える。

認定レベル	補助基準	
国家レベル	関連奨励金に相当する金額の100%	最大500萬元
省レベル	関連奨励金に相当する金額の70%	最大300萬元
市レベル	関連奨励金に相当する金額の50%	最大100萬元

(3.2) 建築業

政策名称: 広州南沙新区(自貿エリア)における先進製造業と建築業の発展を促進する支援弁法
管理部署: 広州南沙開発区建設と交通局

◆ 適用対象

本部型企業として認定されていない建築業企業。

◆ 支援策

- ① **【登録奨励】**工事請負特級資格、または一級資格を持つ新規建築業企業に対し、それぞれ1,000萬元と500萬元の奨励金を1回支給。
- ② **【経営貢献奨励】**1,000萬元を上限に、当年区への納税額の80%を超過しない範囲内で、建築業企業に奨励金を支給。
 - 年間生産額が2億元以上に達した場合、当該生産額の0.05%で補助金を与える。

- 省内年間生産額が2億元以上に達した場合、当該生産額の0.1%で補助金を与える。
 - 省内年間生産額の増加分に対し、0.1%で別途補助金を与える。
- ③ **【アップグレード奨励】**建築業企業は工事請負特級資格・一級資格を持つようになった場合、500万円の奨励金を1回支給。
- ④ **【オフィス賃借・購入補助】**工事請負特級資格・一級資格を持つ新規建築業企業の本部が区内で自社用オフィスを賃借・購入する場合、補助金を与える。

	補助基準	上限額	補助期間／方式
賃借	最大40元／平米／月	250万元／年	3年
購入	800元／平米	800万元	1回

(4) 海運物流業

政策名称：広州南沙新区（自貿エリア）における海運物流業の発展を促進する支援弁法
 管理部署：広州南沙開発区口岸工作弁

◆ 適用対象

貨物輸送、貨物・船舶代理、倉庫物流、海運サービスなどの業務に従事する、本部型企業として認定されていない海運物流企業。

区内企業のほか、登録地が区外であっても区内で業務を展開する海運物流企業は一部特定条件で規定された奨励を享受可能。

◆ 支援策

- ① **【登録奨励】**新規船会社のコンテナ取扱量に応じて以下の奨励金を支給。

対外貿易		国内貿易	
コンテナ取扱量	奨励金	コンテナ取扱量	奨励金
10万TEU以上	250万元	50万TEU以上	300万元
20万TEU以上	500万元	100万TEU以上	600万元
50万TEU以上	1,000万元	200万TEU以上	1,000万元
100万TEU以上	2,000万元	—	—

- ② **【経営貢献奨励】**南沙保税港区や自貿区南沙エリアに登録、かつ年間売上高が500万元を超える海運物流企業に対し、奨励金を支給。

- 2017年以降設立した企業に対し、登録後5年間、最初の3年間は区への納税額の95%、その後2年間は区への納税額の50%の補助金。
- 2017年以前設立した既存企業に対し、区への納税額の50%で補助金。

③ 【航路奨励】

補助対象		条件	補助基準
船会社	南沙で登録	➤ 年間ベースで対外貿易の航路数とコンテナ数がともに増加	1航路で最大300万円
	南沙外で登録	➤ 新しく増加した対外貿易航路の年間取扱量が1万TEU以上	1航路で最大150万円
自動車貿易企業	南沙で登録	➤ 船舶輸送を利用し南沙自動車港経由で輸入	20万円/回 (上限額200万円/年)
	南沙外で登録		10万円/回 (上限額120万円/年)

④ 【物流補助】

補助対象	条件	補助基準
フォワーダー	➤ 南沙港経由で代行した対外貿易におけるコンテナの年間取扱量が2,000TEU超	輸出: 50元/TEU 輸入: 10元/TEU
	➤ 上記条件を満たし、かつ南沙で混載コンテナ貨物を仕立て、関連対外貿易データが南沙で統計計上される	輸出: 100元/TEU
通関企業	➤ 年間の通関単数が5,000件超(越境ECによる通関単を除外)	区内のトップ20社向けに 合計300万円/年
船舶代理店	—	区内のトップ10社向けに 合計150万円/年
海運・陸運 経営者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 南沙と香港・マカオ空港を繋げる、航空貨物を輸送する高速航路や高速道路を利用する企業 ➤ 港の主管部署による認定を取得 	海運: 300元/コンテナ 陸運: 300元/車輛 (最大100万円/年/社)

⑤ 【コンテナ補助】

補助対象	販売対象	条件(コンテナ取扱量)	補助基準	上限額
南沙で登録の船会社	対外貿易	年間1万TEU超	超過分50元/TEU	300万円/年
	国内貿易	年間10万TEU超	超過分10元/TEU	100万円/年
南沙外で登録の船会社	対外貿易	年間1万TEU超	超過分25元/TEU	150万円/年
	国内貿易	年間10万TEU超	超過分5元/TEU	50万円/年

- ⑥ **【倉庫補助】**区内倉庫を利用し、下記業務を展開する区内登録企業に対し、補助金を与える。

	補助基準	上限額	補助期間
越境EC	5元/平米/月	150万元/年	3年
南沙港経由の自動車輸入	5元/平米/月	80万元/年	3年

- ⑦ **【国際船舶】**国際船舶の登記・検査・取引・管理、国際船員向けのトレーニングなどの海運サービスに奨励金を与える。船籍を「広東南沙」・「中国広州」に登録する国際船舶に対し、60元/トンの補助金を与える。
- ⑧ **【企業上場奨励】**本部企業がメインボード、中小企業板、創業板、または域外で上場する場合、最大500万元の奨励金を与える。

(5) 金融サービス業

政策名称: 広州南沙新区(自貿エリア)における金融サービス業の発展を促進する支援弁法
 管理部署: 広州南沙開発区金融工作局

◆ 適用対象

本部型企業として認定されていない、ライセンスを持つ法人金融機関、重点発展の金融⁸企業とPE等の金融サービス企業、またはその直轄支店。

◆ 支援策

- ① **【登録奨励】**新規金融サービス企業の払込登録資本金に応じて以下の奨励金を支給。

適用対象		払込登録資本金(*)	奨励金
ライセンスを持つ法人金融機関	法人金融機関	—	最大1,800万元
	法人金融機関の専門子会社	1億元以上	600万元
		5億元以上	1,000万元
		10億元以上	1,500万元
	法人金融機関の支店	—	300万元
重点発展の金融企業	ファイナンスリース会社	—	払込登録資本金の1% (最大800万元)
	その他	1億元以上	600万元
		5億元以上	1,000万元
		10億元以上	1,500万元

⁸ 財務、消費金融、自動車金融、リース、ファクタリング、保険、資産管理など

PE企業	公司制PE	3億円相当以上	300万円
		10億円相当以上	800万円
		20億円相当以上	1,000万円
		30億円相当以上	1,500万円
	共同経営制PE (*)金額は管理資金規模	5億円相当以上	300万円
		10億円相当以上	600万円
		30億円相当以上	1,000万円
		50億円相当以上	1,500万円

② 【経営貢献奨励】登録後連続5年、金融サービス企業に補助金を支給。

適用対象		補助基準
ライセンスを持つ 法人金融機関	法人金融機関/ その専門子会社	➢ 登録後最初の3年間に区への納税額の100%、その後2年間に区への納税額の最大70%を補助
	法人金融機関の支店	➢ 登録後最初の3年間に区への納税額の95%、その後2年間に区への納税額の最大70%を補助
重点発展の金融 企業	ファイナンスリス 会社	➢ 払込登録資本金が10億円以上の場合、登録後5年間に区への納税額の90%を補助 ➢ 払込登録資本金が10億円未満の場合、登録後の5年間に区への納税額の80%を補助
	その他	➢ 登録後最初の3年間に区への納税額の95%、その後2年間に区への納税額の最大70%を補助
PE企業	新設・新規転入のPE 管理企業/ 新設PE 企業	➢ 登録・収益後最初の2年間に区への納税額の最大100%、その後3年間に区への納税額の最大60%を補助
	新規転入のPE企業	➢ 登録・収益後最初の2年間に区への納税額の最大50%、その後3年間に区への納税額の最大30%を補助
	投資エクジット	➢ 区内企業・プロジェクトへの投資エクジット時1,000万円を上限に、区への納税額の10%を補助

③ 【レベルアップ奨励】始めてグローバル1,000企業・中国500企業に選出された場合、1,000万円の奨励金を、グローバル500企業に選出された場合、2,000万円の奨励金を1回支給。

④ 【オフィス賃借・購入補助】新規登録かつ認定された金融企業が区内で自社用オフィスを賃借・購入する場合、補助金を与える。

	補助基準	上限額	補助期間/方式
賃借	50元/平米/月	300万円/年	3年
購入	1,000元/平米	1,000万円	1回

- ⑤ 【ファイナンスリース業務奨励】登録奨励と経済貢献奨励を享受していないファイナンスリース企業（SPV会社などの特殊目的会社を含む）の関連業務に補助金を与える。

補助対象	業務内容	補助基準	上限額
ファイナンスリース企業	➢ 区内企業向けにファイナンスリースサービスを提供	契約金額の0.5%	500万円
	➢ 区内企業の生産設備を購入	契約金額の0.5%	500万円
	➢ 不動産（セール&リースバック）	契約金額の最大3%	
	➢ 区内生産の自動車を購入し展開する新エネ自動車・充電機・充電器リース	契約金額の1%	500万円
	➢ クロスボーダー融資業務	域外事業体のために代行で支払う区への納税額の50%	
単一プロジェクト子会社	➢ 飛行機リース（オペレーションリース）	契約金額の最大1.3%/年	
	➢ 飛行機リース（ファイナンスリース）	契約金額の最大1%/年	
	➢ 飛行機リース（セール&リースバック）	契約金額の最大0.1%/年	
	➢ 船舶リース（オペレーションリース）	契約金額の最大0.5%/年	
	➢ 船舶リース（ファイナンスリース）	契約金額の最大0.6%/年	
	➢ 船舶リース（セール&リースバック）	契約金額の最大0.1%/年	

⑥ 【企業上場奨励】

- メインボード、中小企業板、創業板、または域外で上場した場合、合計500万円の奨励金を与える。
- 新三板（全国中小企業株式譲渡システム）に登録した場合、150万円の奨励金を与える。新三板の「基礎層」から「創新層」に入った場合、別途200万円の奨励金を与える。
- 四板（地域性株式取引市場）に登録した場合、30万円の奨励金を与える。

(6) 商業貿易業

政策名称：広州南沙新区（自貿エリア）における商務貿易業の発展を促進する支援弁法
 管理部署：広州南沙開発区工業と科学技術情報化局・口岸工作局・投資貿易促進局

◆ 適用対象

本部型企業として認定されていない卸売業、小売業、ホテル・飲食業、輸出入などに従事する商業貿易企業、または越境EC、並行自動車輸入などの対外貿易新業態業務を展開する企業。

◆ 支援策

- ① 【登録奨励】新規卸売業、小売業、ホテル・飲食業企業の売上高に応じて以下の奨励金を支給。

卸売業	小売業	ホテル・飲食業	奨励金
売上高	売上高	売上高	
1億円以上	2,500万元以上	1,000万元以上	50万元
3億円以上	5,000万元以上	3,000万元以上	100万元
5億円以上	1億円以上	5,000万元以上	200万元

② 【経営貢献奨励】条件を満たす商業貿易業企業に、補助金を与える。

業種	条件	補助基準
卸売業	<ul style="list-style-type: none"> 年間売上高が3億円以上、かつ前年同期比10%以上増加 	区への納税額の最大40%
小売業	<ul style="list-style-type: none"> 年間売上高が3,000万元以上、かつ前年同期比10%以上増加 	区への納税額の最大40%
ホテル・飲食業	<ul style="list-style-type: none"> 年間売上高が2,000万元以上、かつ前年同期比10%以上増加 	区への納税額最大40%
サービス業	<ul style="list-style-type: none"> サービス貿易企業：新規企業、かつ年間輸出入額が500万ドル以上 技術先進型サービス企業：市関連部署による認定を取得 	最初の3年間、区への納税額の95% その後2年間、区への納税額の50%
	<ul style="list-style-type: none"> 既存企業 	区への納税額の50%
国際貿易	(他の補助金を享受していない場合) <ul style="list-style-type: none"> 年間輸出入額が8億ドル以上、あるいは 年間輸出額が4億ドル以上、かつ前年同期比5%以上増加 	100万元(1回)

③ 【商品展示取引プラットフォーム】商品展示取引プラットフォームを設立し、年間売上高が10億ドル超の企業による経営場所の賃借・構築に対し、補助金を与える。

補助明細	補助基準	上限額	補助期間／方式
賃借	賃借料の50%	300万元／年	連続3年
建築	固定資産投資の2%	3,000万元	1回

④ 【越境EC】条件を満たす越境ECプラットフォーム・企業に対し、奨励金を与える。

適用対象	条件	奨励金
越境EC取引プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> 年間売上高が2億円以上 	50万元
	<ul style="list-style-type: none"> 年間売上高が10億円以上 	250万元
	<ul style="list-style-type: none"> 年間売上高が30億円以上 	500万元

越境EC企業	(前年度の輸出額が2億元超)	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 前年同期比20%以上増加 ➢ 前年同期比30%以上増加 ➢ 前年同期比50%以上増加 	20万円 50万円 100万円
	➢ 国家・省・市商務部門が認定するECモデル企業あるいは園區	関連奨励金に相当する金額の100%

⑤ 【並行自動車輸入】並行自動車輸入関連事業に従事する企業に対し、補助金を与える。

業務内容	適用対象	条件	補助基準
完成車輸入	南沙登録の自動車貿易企業	➢ 南沙港経由で完成車を輸入	3,000元/台
	サプライチェーンサービスプラットフォーム	➢ 南沙で登録していない自動車貿易企業が、南沙港経由で自動車を輸入	500元/台 (最大500万元/一社)
自動車展示	自動車並行輸入展示貿易プラットフォーム企業	➢ 建設面積1万平米超	100万元 (開業運営後)
自動車販売	自動車貿易企業	➢ 自動車輸入の3C証明書を取得	20万元/モデル (最大200万元/年)

(7) 現代サービス業

政策名称: 広州南沙新区(自貿エリア)における現代サービス業の発展を促進する支援弁法
 管理部署: 広州南沙開発区投資貿易促進局

◆ 適用対象

情報サービス、専門サービス⁹、専門展示、文化・創意、教育・医療等を含む、本部型企業として認定されていない現代サービス業企業・機関(不動産企業は除く)。

◆ 支援策

① 【登録奨励】条件を満たす新規現代サービス業企業に対し、奨励金を与える。

適用対象	条件	奨励金
一般現代サービス業企業 (専門サービス以外)	➢ 区への納税総額が ⁸ 300万元以上	50万元
	➢ 区への納税総額が ⁸ 500万元以上	100万元
	➢ 区への納税総額が ⁸ 800万元以上	150万元
	➢ 区への納税総額が ⁸ 1,000万元以上	200万元
専門サービス業企業 (中国)	➢ 職業規則への違反記録が無い	20 - 200万元 (規模と業績により決定)

⁹ 会計、弁護士、公証、評価、税務、建築測量、検査、デザイン、アドバイザー、監督管理など

専門サービス業企業 (国際・香港・マカオ・台湾)	➤ 職業規則への違反記録が無い	50 - 500万元 (規模と業績により決定)
-----------------------------	-----------------	----------------------------

② 【経営貢献奨励】

適用対象	条件	補助基準
新規企業	➤ 前年度の納税総額が500万元以上、かつ売上高が前年同期比10%以上増加	区への納税額部分の30%
既存企業	➤ 前年度の納税総額が500万元以上、かつ売上高が前年同期比10%以上増加	区への納税額増加部分の30%(2017年から)

③ 【人材奨励】

- 下記産業促進共通支援策のほか、条件を満たす専門人材に対し、別途奨励策を設置。
- 業種主管部署より認定された、区内における国際・香港・マカオ・台湾籍の専門サービス人材に対し、一名につき10万元/年の奨励金を与える。

④ 【オフィス賃借補助】

前年度区への納税額が500万元超の新設企業が区内で自社用オフィスを賃借する場合、補助金を与える。

	補助基準	上限額	補助期間
賃借	最高30元/平米/月	100万元/年	3年

【産業促進共通支援策】

業種を問わず、条件を満たす対象は産業促進共通支援策を享受可能。

I. 人材誘致

政策名称: 広州南沙新区(自貿エリア)における人材誘致に関する若干の措置
管理部署: 広州市南沙区委組織部、広州市南沙区人的資源と社会保障局

◆ 適用対象

区内のハイエンド人材。

◆ 支援策

① 【ハイエンドリーダー人材向けの特別誘致策】

- ノーベル賞受賞者、国家トップ科学技術賞の受賞者、中国科学院院士・工程院院士、先進国の院士、国家「千人計画」専門家、省・市イノベーション創業リーダー人材などのハイエンドリーダー人材に対し、特別誘致策を設置。
- 最大1,000万元の住居補助金、あるいは最大200平米のマンションに入居させる(詳細規定は下記住居補助を参照)。

② 【住居補助】

適用対象		補助基準	備考
ハイエンド リーダー人材	傑出専門家	最大200平米	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 10年間無料で入居することを申請可能 ➢ 条件をに符合し、10年以上勤務した対象者に、無償でマンションを贈呈する
	優秀専門家	120平米程度	
	青年予備人材	100平米程度	
中堅人材・予備人材		最大100平米	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関連規定により賃料優遇を享受可能
香港・マカオ・外国籍人材		—	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国際人材コミュニティに優先入居可能

③ 【個人所得税の減免】

- 年収30万元以上（科学研究機関の場合、20万元以上）の中堅人材に対し、個人納税額の40%の奨励金を与える。このうち、香港・マカオ・外国籍人材は以下の納税方法の選択も可能。

適用対象	納税方法
中堅人材（香港・マカオ）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 中国本土と香港・マカオ間の納税差額
中堅人材（外国）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 15%超部分の差額納税

- 条件に合致する高級管理職¹⁰は個人納税額40%相当の奨励金のほか、高級管理職向けの専門補助金も享受可能。ただし一人当たりの補助総額上限は個人納税額を超えない。

④ 【高学歴人材への補助金】

- 南沙で就労する高学歴人材に対し、住居補助金を与える。大学卒は2万元、院生は4万元、博士は6万元。
- 博士研究員に対し、10万元の科学研究費用1回と、毎年8万元の生活補助金を与える。プロジェクトを完成後、南沙で3年以上の労働契約を締結した場合、20万元の住居補助金を与える。

⑤ 【特殊分野人材向けの支援策】

分野	適用対象	補助基準
教育	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ハイレベル教育人材 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 最大500万元の住居補助金
医療	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ハイレベル医療人材 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 最大500万元の住居補助金 ➢ 最大60万元の科学研究費用
海運	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海運仲介、海運法律、海運金融、海運保険、シニア海員などの海運専門人材 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 最大個人納税額の100%
金融	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 区内で登録するPE企業の自然人パートナー 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 利息や配当など投資性収益と株式譲渡所得から生じる収入に課される区への納税額の80%を補助

¹⁰ 代表取締役、副代表取締役、総経理、副総経理、監事会主席、首席経済アナリスト、首席会計士、或いはそれに相当する職務のシニアマネジメント

II. 新興産業園区

政策名称: 広州南沙新区(自貿エリア)における新興産業園区の発展を支持する土地管理意見
管理部署: 広州南沙開発区土地資源と企画局

◆ 適用対象

新興産業園区への参入が認められる主な対象は、戦略性新興産業等、南沙が支柱とする重点発展産業に従事する企業。R&D等を除く一般的な製造業の進出は制限される。

◆ 支援策

● 【譲渡金管理】

- 省・市の戦略性新興産業優先発展目録と南沙区の新興支柱産業発展方針に合致する産業園区では、最初の譲渡価格を新興産業園区における総合用地価格の70%で設定。

III. 投資誘致

政策名称: 広州南沙新区(自貿エリア)における投資誘致に関する専門奨励弁法
管理部署: 広州南沙開発区投資貿易促進局

◆ 適用対象

以下条件を満たす国内外投資アドバイザー機関。

- 独立法人格があり、登録資本金が1,000万元以上、かつ登録資本金が1億元あるいは1,000万ドル以上のプロジェクト誘致実績があること。

◆ 支援策

● 【プロジェクト誘致】

- 条件を満たすプロジェクト誘致に対し、当該プロジェクトの払込登録資本金の0.3%で奨励金を与える。誘致した投資主体が本部型企業の会社基準に符合する場合、払込登録資本金の0.33%で奨励金を与える。

3. まとめ

「1+1+10」産業政策体系は南沙の位置付けと将来の産業発展の方向性に従って策定されたものである。システマチックな政策支援、かつ多額の奨励・補助金の設定や補助方式の多様化により、重点発展産業の規模拡大と新興産業への投資加速化が進み、南沙経済のより一層の発展が期待される。

なお、各々の業務主管部門で管理する支援策が異なるため、必要書類の受理時間等が異なる可能性には注意が必要であるが、規定条件の明確化により、条件を満たす企業は申請により支援策を享受できるため、企業にとっての利便性は高い。各種支援策については、関連部署により具体的な申請ガイドラインの策定が順調に進んでおり、内容が固まり次第、ネット上に公表する模様だ。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。

Copyright 2017. The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Hong Kong Branch. All rights reserved.